

## 名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、未納市税の電話催告業務委託に係る損害賠償請求権の行使請求に関する名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

### 第 1 措置請求の概要

#### 1 請求人

港区 榊本 隆

#### 2 請求書の提出日

平成 21 年 6 月 9 日

#### 3 請求の要旨

##### (1) 軽自動車税に係る電話催告の委託業務

名古屋市（以下「本市」という。）においては、未納市税にかかる電話催告業務を民間業者に委託することとし、平成 20 年 6 月 25 日付けで受託業者との間で同日から同年 10 月 10 日までの間、受託業者の従事者が軽自動車税の滞納者に直接架電して納付案内することを業務の内容とする業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結した。

本件業務委託契約の代金は 3,697,474 円とされ、本市は本件業務委託契約に基づいて受託業者に対して合計 13,990 名分の滞納者の氏名や滞納税額等の情報（以下「滞納者情報」という。）が入力されたエクセルファイルを提供した。

受託業者はオペレータ 3 名が提供された滞納者情報に基づいて 8 月 11 日～9 月 26 日の間、直接滞納者に架電して未納軽自動車税の催告を行った。

本市は同年 12 月 15 日、本件業務委託契約に基づく契約代金として 3,697,474 円を支出した（以下「本件支出行為」という。）。

##### (2) 本件業務委託契約の違法性

ところで、本件業務委託契約は平成 18 年 9 月 13 日付けの総務省自治税務局による「地方税徴収関連業務について」とする通知等に依拠して行われたものであるところ、本件通知においては、民間委託に際し、滞納者情報を民間に提供することについては「適正に行われるか等の懸念は大きい」とされつつも、「現行法上禁じられていない」として、最終的にこれを許容するかのごとき表現がなされている。

しかしながら、本市は名古屋市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）を制定していることから、本件業務委託契約に基づいて滞納者情報を民間に提供することが適法であると言うためには、保護条例に適合することが必要である。

保護条例は第 11 条で、個人情報扱う事務の目的以外の目的のために、実施機関以外に個人情報を提供してはならないことを定めている。

滞納者情報は民間委託を前提として取得されたものではなく、滞納者情報は実施機関である名古屋市長（以下「市長」という。）が滞納者に対する督促等を行うために使用するものであるから、督促を民間事業者に委託するために当該民間事業者へ滞納者情報を提供することは、個人情報の目的外提供にあたる。

そして、滞納者情報の受託業者への提供については、提供を正当化する法令の定めが必要であるところ（同条第 1 項第 2 号、第 6 号）、かかる定めはない。また、同条第 1 項第 9 号に定める名古屋市個人情報保護審議会の意見もない。

よって、本件業務委託契約に基づく滞納者情報の提供は違法であり、これを前提とする本件業務委託契約も違法である。

### (3) 違法な財務会計上の行為

違法な本件業務委託契約に基づく本件支出行為は違法であり、受託業者ならびに本件支出行為の本来的支出権者であった元市長および専決権者は本市に対して、契約代金相当額の損害を被らせた者として、連帯して損害を賠償する責任がある。

### (4) 求める措置

以上の通り、本件業務委託契約にもとづく 3,697,474 円の本件支出行為は違法に本市に損害を被らせるものであるから、監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

市長は、本件支出行為の本来的支出権者であった元市長および本件支出行為の専決権者ならびに受託業者に対し、連帯して 3,697,474 円を本市に対して賠償させるための必要な措置をとること。

## 第 2 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第 3 監査の実施

### 1 請求人の陳述

平成 21 年 6 月 23 日に、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人から請求の要旨を補足するために陳述を聴取した。

陳述において、新たな違法・不当事由及び求める措置の追加はなかったが、事実証明書証拠 4 について資料が追加され、提出済資料の一部を分割し証拠 5 とした。

請求人が陳述した主な事項は概ね次のとおりである。

- (1) 保護条例第 11 条には、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該実施機関以外のものに個人情報を提供することはできない、と規定されている。

情報を取り扱う目的は、誰がその情報を使用するかによって、その性格を帯びるものである。同条に規定する「目的」の概念には、誰がどのように個人情報を使用するかという使用者の属性が入っていると考えざるを得ない。

情報の質がかなり厳しい個人情報を取扱うときの「目的」には本市が直接行うという意味が含まれ、民間事業者に委託した場合には別途の目的として評価されるべきである。

したがって、本市が未納の軽自動車税を請求するために滞納者情報を使用する目的と、本市が民間事業者に請求行為を委託して受託業者に滞納者情報を使用させる目的には質的相違がある。

- (2) 本件業務委託契約に基づく受託業者への滞納者情報の提供は、保護条例第 11 条の定める目的以外の目的のための提供であるので、法令に定めがあるか、あるいは名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴く必要があるところ、契約のみが根拠となっており、保護条例に違反している。

- (3) 督促手続は本市職員が権力行政として実施せざるを得ないため、保護条例に違反して本件業務を民間事業者に委託する必要はなく、その結果、本件委託費の支出は不当な公金の支出に当たる。

- (4) 熱田区納税課には、複数の方から、「何故、役所にしか知らせていない携帯電話の電話番号を民間事業者が知っているのか」という趣旨の苦情があったようだったが、応対した職員は合理的な理由を説明できていなかった。

## 2 監査の対象事項

本件監査請求においては、未納市税の電話催告業務委託費 3,697,474 円について、「本件業務委託契約は保護条例に違反した違法な契約であるため、同契約に基づく委託費の支出は違法・不当な公金の支出となるか」を監査対象とした。

## 3 監査対象局

財政局を監査対象局とし、事情聴取及び関係書類の調査を行った。本件に関する財政局の説明は、概ね次のとおりである。

### (1) 本件業務委託の実施

#### ア 経緯

平成 17 年 4 月 1 日付け総務省自治税務局長通知等において、地方税の徴収の合理化・効率化を一層推進していくことが示達され、民間委託が可能な

業務の例として、滞納者に対する電話による自主納付の呼びかけ業務が掲げられた。さらに、平成 19 年 3 月 27 日付け総務省自治税務局企画課長通知においても、電話による自主納付の呼びかけ業務について、先進事例において一定の成果があがっていることが紹介され、民間事業者を活用した徴収対策の一層の推進を図ることが示達された。

本市においては、平成 22 年度の実現を目途とする税務事務集約化の取り組みの中で、より効果的効率的な事務運営の手法を検討してきており、その過程において、未納軽自動車税について電話で自主納付を呼びかける業務の民間事業者への委託を平成 20 年度に試験的に導入することとした。

なお、対象税目を軽自動車税にしたのは、納期が年 1 回であること及び税率が明確でありかつ比較的 low 額であることから、分割納付等の納税相談を受けることなく、委託業務を実施する現場と区役所職員との間での情報交換が基本的に発生しないため、委託の効果を最も期待でき、試験的に導入するにふさわしいものと判断した。

#### イ 本件業務委託契約の内容

本市では、軽自動車税を納期（5 月末日）までに納付しない未納者に対して督促状を送付し、なお納付のないときには葉書による納税催告書を送付し、さらに納付のない場合に指定納付書付催告書を概ね 8 月に送付している。本件業務委託契約は指定納付書付催告書の送付対象者に対し、電話により自主納付を呼びかけることを内容とするものである。

### (2) 委託に伴う措置

「名古屋市情報あんしん条例第 11 条及び名古屋市個人情報保護条例第 17 条に基づき定められた事務処理の委託に際し講ずべき情報の保護及び管理のための措置に関する基準」により、本件業務委託契約書においても、同基準の定める「情報取扱注意項目」を添付し、受託業者に対し、その遵守を要求しているほか、契約書及び仕様書において情報の保護やデータの管理について定めている。具体的には、以下のとおり個人情報保護のため必要な措置を講じている。

- ・ 貸与した情報は、氏名、滞納税目、未納額、催告書送付先及び標識番号など電話催告に必要な不可欠な情報に限定した。
- ・ 上記情報の授受は、受託業者が提出した業務計画書で定める授受責任者との間で行い、情報の授受に際しては、授受責任者が署名したデータ受領書兼返納書の提出を受け、情報の返納に際しては、本市職員立ち会いのもとでデータの完全消去を行った。
- ・ 業務実施場所を財政局が管理する事務室内に設け、同局担当職員の立会いのもとに実施し、データの持ち出しを禁止したうえ、使用する端末機と外部ネットワークとの接続を禁止し、業務時間外は端末機を鍵付きロッカーに保管するなど、外部への情報の漏えいを防止する措置を講じた。
- ・ 従事者には本市が承認した顔写真入りの身分証明書の携帯を義務づけると

ともに、従事者全員に対し、情報の保護について、内容を十分に理解させたうえで、情報の保護に関する誓約書を提出させた。

- ・ 個人情報保護のための必要な措置がなされているか確認するため、業務実施期間中に財政局担当職員によるセキュリティ監査を実施した。
- ・ 受託業者の選定においては、財団法人日本情報処理開発協会が付与するプライバシーマーク又は ISMS を取得している者若しくは社内のセキュリティポリシーやセキュリティの管理体制がこれらの資格を取得している場合と同等であると証明した者であることを入札参加資格として要求した。

### (3) 本件業務委託実施による効果

本件業務委託は、短期間に、大量の対象者に対し、効率的に電話をかけ、事後に、時間別・曜日別の対話率等について分析をするなど、民間事業者が有するノウハウを活用したものである。さらに、指定納付書付催告書の送付に併せて電話による呼びかけを行うことにより、催告書の効果が高まり、当該納付書による納付は、本件業務委託の期間において平成 19 年度と比較し、税額・件数ともに約 1.5 倍となった。また、滞納者数が減少したことにより、職員が公権力の行使としての徴税業務に注力できる環境が整った。

### (4) 本件業務委託契約の保護条例との整合性

滞納者情報は、実施機関が滞納市税の徴収を目的として取得しており、保護条例第 6 条に基づき市長に届け出て、個人情報取扱事務目録にまとめられている。

保護条例第 11 条第 1 項は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、当該実施機関以外のものへ情報を提供することを制限するものである。

本件業務委託契約は、滞納市税の徴収を目的として実施機関が取得した個人情報を、実施機関から委託を受けた民間事業者が使用し、「名古屋市納税お知らせセンター」として電話により自主納付を呼びかけることを内容とするものである。

電話により滞納者に直接、滞納の事実や滞納税額を伝え、自主納付を呼びかけることは、法律上「徴税吏員」に行為の主体が限定されるものではないことから、民間事業者に委託し実施させることが可能であるとされている。(平成 19 年 3 月 27 日付け総税企第 55 号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」(総務省自治税務局企画課長通知))。

以上のことから、本件業務委託契約は、実施機関が個人情報を取り扱う目的を実現するための手段として締結したものであり、保護条例第 11 条の規定に抵触、違反するところはない。

### (5) 熱田区納税課における苦情の受付状況

熱田区納税課が本件業務委託契約の期間において受け付けた「名古屋市納税

お知らせセンター」に関する問い合わせ件数は、20～30 件程度であり、うち苦情と言えるものは2～3 件で、軽自動車税係長が対応し理解を得ていた。

#### 4 学識経験を有する者からの意見聴取

本件監査の実施に際し、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、学識経験者（弁護士）から、本件業務委託契約に係る保護条例の解釈について意見を聴取した。

#### 5 監査委員が認定した事実

##### (1) 本件業務委託契約の締結及び委託費の支出

本件業務委託契約については、平成 20 年 5 月 13 日に入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付され、平成 20 年 5 月 30 日の開札の結果、契約相手方が受託業者に決定され、平成 20 年 6 月 25 日に契約期間を契約締結日から平成 20 年 10 月 10 日までとし、契約金額を 3,697,474 円とする契約が締結された。

本件業務委託契約書には、委託業務の範囲を「名古屋市納税お知らせセンター」の設置及び運営とし、委託業務の内容については、①電話催告業務、②業務計画書の提出、③業務日誌の提出、④業務実施報告書の提出、⑤催告実施マニュアルの作成、⑥研修の実施の 6 項目とする旨が規定されていた。

受託業者が提出した軽自動車税催告業務に係る報告書（以下「業務報告書」という。）には、平成 20 年 8 月 11 日から同年 9 月 26 日の間に業務が実施され、総発信件数は 21,474 件であり、対話率（留守電を含まない）は全体で 28.3%であったとの記載があった。

委託業務の履行について平成 20 年 10 月 10 日に財政局担当職員による検査・確認がなされ、平成 20 年 12 月 1 日付けの受託業者からの請求書に基づき、平成 20 年 12 月 26 日に本件委託費として 3,697,474 円が支出された。

##### (2) 保護条例の規定

保護条例第 11 条第 1 項本文では、「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。」と規定しつつ、目的外のための利用又は提供ができる場合を、同項各号において制限列挙している。

また、保護条例第 6 条第 1 項においては、「実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。」とされ、同項第 2 号では「個人情報取扱事務の目的及び概要」を届け出すべき事項に挙げ、同条第 4 項では「届出があった事項を公表しなければならない。」と規定されている。

(3) 保護条例に基づく届出

保護条例第6条に基づき平成20年4月1日において、「事務の名称」を「市税納税指導事務」とする個人情報取扱事務目録が公表されていた。その主な項目及び記載内容は、「個人情報取扱事務の目的及び概要」には「滞納市税の徴収のため納税指導を行う。」とし、「保有個人情報の記録項目」には「氏名」、「住所」、「電話番号」、「納税状況」などが掲げられ、「個人情報取扱事務の委託」は「有」とされていた。

(4) 本件業務委託契約における個人情報の保護に係る措置

個人情報保護のため講じられた措置について、監査対象局提出書類及び事情聴取から判断すると以下のことが確認できた。

ア 本件業務委託契約書には、本市が事務処理委託に際し講ずべき措置として定めた基準に則り「情報取扱注意項目」が添付され、その遵守が要求されていた。

イ 本件委託業務は、財政局が管理する事務室内において実施され、かつ同局担当職員の立会いのもと実施することとされていた。

ウ 使用する端末機は、外部ネットワークとの接続を禁止し、業務時間外は鍵付きロッカーに保管することとされた。

エ 本件業務委託契約書に基づく受託業者従事員に対する研修資料において、情報の保護の周知を図ることとされていた。

(5) 熱田区納税課が受け付けた苦情

請求人は、本件委託業務に関する苦情が毎朝のようにあったとしているが、財政局は事情聴取において2～3件であったと説明しており、両者の主張は全く相違している。

(6) 電話催告に係る納税者への説明

保護条例に基づく本市の個人情報保護に係る事務の取扱いを定めた「個人情報保護事務取扱要綱」においては、本人から個人情報を取得するときは、個人情報取扱事務の目的、使用方法を明示するよう努めることとされているが、軽自動車税申告書には特段の表記はなされていない。

また、本市が送付した督促状、納税催告書、指定納付書付催告書のいずれにおいても、電話催告相手方が不信を抱くことのないよう、電話催告を事前予告する記載はなされていない。

なお、受託業者が作成し本市の承認を受けた従事者向けマニュアルのFAQ(質疑応答集)によれば、「電話番号をどこで調べたのか?」との質問に対し、「電話番号調査したものです。」との回答例が示されていた。受託業者が提出した業務報告書において、当該回答について「納税者は素直に納得して頂けないケースが多かった。」との記載があった。

## 6 監査委員の判断

### (1) 保護条例第 11 条第 1 項の趣旨

保護条例の所管局である市民経済局が策定した「名古屋市個人情報保護条例の解釈及び運用」（平成 18 年 2 月 1 日付市民経済局長名通知）においては、保護条例第 11 条第 1 項の解釈について、「「個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的」とは、条例第 6 条の規定により届出が必要な個人情報取扱事務においては、あらかじめ届出がされている目的とは異なる目的、それ以外の事務においても条例第 7 条であらかじめ明確にされている目的とは異なる目的のことをいう。」とされている。

したがって、個人情報の目的外提供に該当するかどうかについては、保護条例第 6 条に基づき市長へ届出がなされ、個人情報取扱事務目録に記載されている「個人情報取扱事務の目的」により判断すべきである。その場合に、本市の実施機関が連携して同一の「個人情報取扱事務の目的」を実現するため、保有する個人情報を他の実施機関へ提供することはあり得ることであり、これを保護条例が個人情報の目的外提供として禁止しているとは考え難い。そして、保護条例第 11 条の文言からは、提供の相手方が民間事業者である場合の取扱いを区別しているとする理由はない。むしろ、本来の個人情報の取扱事務の目的をより効果的に達成する観点からは、その目的の実現の範囲に限定された提供であれば、提供の相手方が市の実施機関であるか民間事業者であるかに関わらず、原則としてこれを認めるとするのが保護条例第 11 条の趣旨であると解される。

### (2) 本件業務委託契約の適正性・妥当性

個人情報取扱事務として「市税納税指導事務」が、「滞納市税の徴収のため」を目的にして、保護条例に基づき市長に届出がなされていたことは、前記 5 (3)で認定したとおりである。

本件委託業務の内容が、滞納者に市税（軽自動車税）が未納である事実を知らせ、自主納付を促すことであることからして、当該業務が「市税納税指導事務」の一環であることは明らかであり、また「滞納市税の徴収のため」を目的とすることも妥当と思われる。

よって、「市税納税指導事務」として取扱われている個人情報が本件委託業務の実施のため使用されたこと自体は、保護条例第 11 条にいう「目的以外の目的」とはいえない。

請求人の主張は、本件業務委託契約が保護条例に違反するというものである。その理由は、情報としての質が相当厳しい個人情報は慎重な取扱いが求められており、このような事務を委託する場合に受託業者へ個人情報を提供することは目的外提供にあたる。このため、名古屋市個人情報保護審議会の審査を受けるなど条例上の根拠を要するが、本件業務委託においては契約の締結のみを根

拠に滞納者情報を受託業者に提供しており、このことが保護条例に違反するとしている。

しかしながら、前記5(4)で確認したとおり、本件委託業務は、契約書に「情報取扱注意項目」を規定するなど外部への情報漏えいを防止する措置を十分に講じたうえで受託業者における履行状況を本市が確認できる状況で実施されるなど、個人情報の取扱いに細心の注意が払われたものと認められる。

また、前述の保護条例第11条第1項の趣旨及び本件委託業務の内容を踏まえれば、本市が受託業者に滞納者情報を提供したことは、本市が予め個人情報取扱事務目録により公表した「滞納市税の徴収のため」という目的の実現に限定された提供ということができ、委託により異なる目的が生じたとする特段の事情は認められない。

よって、本件業務委託契約は、保護条例に違反するものとは認められない。

#### 第4 監査の結果

##### 結 論

以上述べたとおり、請求人の主張には理由がなく、本市に損害は生じていないことから措置する必要は認められない。

なお、近年、高度情報通信社会の進展に伴い、本市においても電子計算機により大量の個人情報が処理されており、また、効率的な業務執行体制の確保のため個人情報を取扱う事務の委託化は今後も拡大していくものと予想される。個人情報は、その性質上いったん誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない損害を及ぼすおそれがある。とりわけ地方公共団体である本市には市民生活に直結した広範かつ重要な個人情報が保有されており、個人情報の適正な取扱いに対する市民の要請も厳しくなっている。市民の要請に対応し、公正で信頼される市政の運営の確保に努めていく必要がある。

徴税事務も例外ではなく、個人情報の取扱いについて不安感を与え、公平・公正な事務執行への信頼を損なうことのないよう、個人情報の取扱いには特に意を払わなければならない。

本件監査においては、本件委託業務における個人情報の取扱いについて、保護条例等の各規定に基づき、適切な措置が講じられていたと認めることはできた。しかしながら、前記第3の5(6)で認定した事実は、納税者の理解を積極的に得ようとする姿勢が十分であったか疑問を抱かせるものであり、納税者の理解を得られるよう一段の配慮が必要と考える。

当局においては、市民における個人情報に対する関心の高さを十分認識し、納税者に対し個人情報が適正に取扱われていることをより丁寧に説明し、本市の徴税事務及び個人情報取扱事務に対する市民からの信頼をなお一層確保するよう努められたい。

(別添)

## 住民監査請求書

2009年6月9日

名古屋市監査委員 御中

請求人 別紙請求人目録記載の通り

請求人代理人

(代理人住所・電話番号等 省略)

弁護士 新海 聡

### 第1 請求の要旨

#### 1 軽自動車税に係る電話催促の委託契約

- (1) 名古屋市においては、未納市税にかかる電話催告業務を民間業者に委託することとし、平成20年6月25日付けで株式会社ベルシステム24中部支店（以下「受託者」と言う。）との間で平成20年6月25日から同年10月10日までの間、受託者の従業員が軽自動車税の滞納者に直接架電して納付案内することを業務の内容とする業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した。
- (2) 本件契約の代金は3,697,474円とされ、名古屋市は本件契約に基づいて受託者に対して純新規発生者および完結新規発生者合計13,990名分の滞納者情報が入力されたエクセルファイルを交付した。受託者はオペレーター3名が交付された滞納者情報に基づいて8月11日～9月26日の間、午前9時～午後7時まで、直接滞納者に架電して未納軽自動車税の催告を行った。
- (3) 名古屋市は同年12月15日、本件契約に基づく契約代金として3,697,474円を支出した（以下「本件支出行為」と言う。）。

#### 2 本件契約の違法性

- (1) ところで、本件契約は平成18年9月13日付けの総務省自治税務局による「地方税徴収関連業務について」とする通知中、「地方税の徴収に関する民間開放について」と題する通知（以下「本件通知」と言う。）等に依拠して行われたものであるところ、本件通知においては、民間委託に際し、滞納者の氏名や滞納税額等の情報（以下「滞納者情報」と言う。）を民間に提供することについては「適正に行われるか等の懸念は大きい」とされつつも、「現行法上禁じら

れていない」として、最終的にこれを許容するかのごとき表現がなされている。

- (2) しかしながら、名古屋市は個人情報保護条例を制定していることから、本件契約に基づいて滞納者情報を民間に提供することが適法であると言うためには、名古屋市個人情報保護条例に適合することが必要である。
- (3) 名古屋市個人情報保護条例は 11 条で、個人情報を扱う事務の目的以外の目的のために、実施機関以外に個人情報を提供してはならないことを定めている。  
滞納者情報は民間委託を前提として取得されたものではなく、滞納者情報は実施機関である名古屋市長が滞納者に対する督促等を行うために使用するものであるから、督促を民間団体に委託するために当該民間団体へ滞納者情報を提供することは、個人情報の目的外提供にあたる。  
そして、本件滞納者情報の受託者への提供については、提供を正当化する法令の定めが必要であるところ（同条 1 項 2 号、6 号）、かかる定めはない。  
また、同条 1 項 9 号の名古屋市個人情報保護審査会の意見もない。
- (4) よって、本件契約に基づく本件滞納者情報は違法であり、これを前提とする本件契約も違法である。

### 3 違法な財務会計上の行為

違法な本件契約に基づく本件支出行為は違法であり、受託者ならびに本件支出行為の本来的支出権者であった松原武久元市長および専決権者は名古屋市に対して、契約代金相当額の損害を被らせた者として、連帯して損害を賠償する責任がある。

## 第 2 求める措置

以上の通り、本件契約にもとづく 3,697,474 円の本件支出行為は違法に名古屋市に損害を被らせるものであるから、監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

### 記

名古屋市長は本件支出行為の本来的支出権者であった松原武久元市長および本件支出行為の専決権者ならびに受託者である株式会社ベルシステム 24 に対し、連帯して 3,697,474 円を名古屋市に対して賠償させるための必要な措置をとること。

以上の通り、地方自治法 242 条 1 項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

## 事実証明書

証拠 1 番	本件契約書の写し
証拠 2 番	支出命令書の写し
証拠 3 番	本件通知の写し
証拠 4 番	軽自動車税催告業務のご報告と題する書面
証拠 5 番	軽自動車税に係る電話催告の委託結果

## 添付書類

事実証明書の写し	各 1 通
委任状	1 通

## 別紙

### 請求人目録

榊本 隆

(注) 請求人の住所及び職業並びに事実証明書及び委任状については省略した。